

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
第4回合同会議

平成19年8月22日(水)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第4回合同会議を開催させていただきます。

なお、本日の会議は、委員16名のうち現在のところ10名の方が出席されておりますので、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

開会に当たりまして嘉門委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。傍聴サイドの席の方の出席率がいいようで、委員のほうは少しまだおくれておりますが、お見えになると思います。今回は4回目ということで、今年の1月から委員会で検討しておりますが、課題を抽出していただいてそれに対する対策、方向性を議論いただく2回目でございます。ですから、今日で大体の細目項目についてのご意見はできたら全て抽出した上で、これからの方針を決めていきたいというストーリーになってございますので、2時間という非常に短い時間でございますが、よろしくご議論賜れば幸いです。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 では早速議事に入っていきたいと思いますが、以降の進行は嘉門委員長にお願いいたします。

【嘉門委員長】 それでは、資料はお手元にそろっていると思いますので、議事の1でございますが、第3回合同会議を踏まえた修正点についての説明を、事務局よりお願いしたいと思います。また本日の委員会での直接的な議論ではございませんけれども、前回の会議に関連して平田委員のほうから断熱部材のLCCO₂評価・算定手法の標準化調査について情報提供がありますので、これも続けてお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

【建設副産物企画官】 議事に入ります前に、念のために資料を一応確認したいと思いますが、お手元の議事次第をめぐっていただきますと裏に配布資料一覧がございまして、資料1が小委員会スケジュール、1枚紙でございます。資料2が前回の議事要旨(案)でございます。資料3が、論点整理に関する課題の再整理ということでございまして、これもA4横使いの1枚紙でございます。それから資料4ということで、課題に対する検討の方向性について(案)という資料でございます。また参考資料といたしまして、参考資料1、課題の要因となる背景、課題に対する取組み事例等についてというものがございます。参考資料2でございますが、先ほど嘉門委員長のほうからご紹介がありました、平田委員からご提供いただいた資料でございまして、断熱部材のLCCO₂評価・算定手法の標準化調査の成果報告書でございます。こちらにつきましては、平田委員から成果報告書そのものを簡易製本したものを提供いただいております、メインテーブルの方にはそれが置いてあると思いますが、非常に大分でございますので、部数の関係もございまして、傍聴の皆様方には関係部分を抜粋したものがお手元にあるかと思っております。またあわせてインターネットでこの会議資料を公開しておりますけれど、公開もこの抜粋したものを公開しようというふうに思っております。

それから、配布資料一覧に載ってございませんが、欠席された古市委員からご意見をメモにしたものをいただいておりますので、それも資料として配布しております。配布資料は以上でございます。

また、委員の方限りでございますけれど、一応、前回との比較ができるように、前回の資料の抜粋をお手元に参考配布という形で置かせていただいております。

それでは、本題に入らせていただきます。まずお手元の資料1でございますが、前回も配布いたしましたが、スケジュール(案)でございます。前回と基本的には変わっておりませんが、今回、第4回のところでございますが、課題に対する検討の方向性というところで後ほどご紹介いたしますけれど、(7)建設発生木材についてというところが加わっております。

それから資料2でございますが、前回の議事要旨(案)でございます。議事録そのものにつきましては、1度委員の皆様にもメールで照会いただいておりますけれど、テーマごとに少し再整理したものでございます。こちら、またご確認いただいて、後ほどでも結構でございますので、ご意見を賜ればと思っております。

続きまして資料3でございますけれど、前回、委員の皆さんからいただいたご意見を踏

まえて修正した箇所がございますので、そちらについてご紹介いたします。まず、このマトリックスになっておりますが、横軸の現場分別と書いているところがございますが、分別解体等の共通ルール等が必要ということで、赤い字で書いてございますが、「等」というのをつけ加えたということでございます。こちらにつきましては、委員から、共通ルールの中で情報の基準化、分別ルールの両方が必要というご意見がございましたので、一応こういう形で修正を加えさせていただいております。

それから少し下のほうにまいりまして、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のところがございますけれど、前回、このマトリックスの解体工事とこのアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のところの交わるころは、こういう赤い網かけのない状態でご提示いたしましたけれど、こちらにつきましては解体工事からこういったものが発生するといったご指摘もございましたので、網かけを入れたということでございます。

それから建設発生木材のところがございますけれど、まず前回、赤い網かけをしないでおいたのでございますけれど、やはり建設発生木材についても議論すべきだというご意見をいただきましたので、今回（7）建設発生木材ということで重点的に議論する事項の中に加えたということでございます。

あわせて文章でございますけれど、再資源化市場の育成を図る必要があるといった形で、これもご意見を踏まえて修正しております。

それから、また下のほうにまいりまして、適正処理のところがございますけれど、赤い字で書いてございますが、関係者間の連携による不適正処理の防止という1文をつけ加えております。

それから最後の再生資材調達のところがございます。まず中身の文章でございますけれど、リユースの取組につきましては促進が必要かという形で前回の資料は書いてございましたけれど、上流段階から検討すべきというふうにご意見を踏まえて修正しております。それから、この赤い網の塗り方などでございますけれど、全体を濃い赤で塗ったというふうにしております。これにつきましても、濃さが、前回、土木工事のほうが赤いような形になっていたんですけれど、必ずしもそうとは限らないというご指摘がございましたので、全体赤く塗ったということでございます。資料3の前回からの修正箇所につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4でございますけれど、資料3のまず1、2、3、それから4ですね。この4項目につきましては、前回もご議論いただきまして、その結果、修正箇所がございま

すのでご紹介いたします。これにつきましても赤字で修正箇所を表示しております。まず資料4の(1)でございますけれど、工事関係者の発注者、設計者のところの2つ目の課題からずっと横にいて検討の方向性のところでございますけれど、発生抑制の優良事例の発信、表彰を行うなどというところなんです。前回、単にこの部分は全くなかったんですけどつけ加えさせていただいております。

それから、施工者の欄で、課題が生じる原因の欄でございますけれど、前回、発注者の関心、評価は必ずしも高くないということのみを書いていたんですが、発注者の関心等々が高くなっても施工者の判断でやっているというご指摘もございましたので、発生抑制を評価する仕組みが整っておらず、発生抑制に対して体系的に取り組んでいない。これは上のほうの発注者、設計者のところでの書きぶりと同じでございます。再掲ということでございますけれど、こういった書きぶりに修正しております。さらに横の検討の方向性のところへまいりまして、工法の開発促進というところでございますけれど、幅広く採用できるようNETIS等の活用を促さないかと、より具体的な形で記述しております。あわせて発生抑制に関する講習会・研修開催を促進できないかといったような形で、これもつけ加えさせていただいております。

続きまして、(2)発生土の部分でございますけれど、こちらにつきましては特段の修正箇所はございません。

それから(3)のところでございますけれど、アスファルト・コンクリート塊のところのずっと右側に行きまして検討の方向性でございますけれど、前回、履歴データベースの整備であるとか、MSDS、化学物質等安全データシートといったようなものでございますが、こういったものについて記述していたわけでございますけれど、よりMSDSについては委員からのご指摘もございましたが、必ずしも法に基づくMSDSを行いたいという意図とはちょっと違いますので、より意図を明確化するという意味で、再生材料を使っている原材料の履歴であるとか、性状、組成物質に関する情報の共有化を推進できないかという形で修正しております。

続きまして(4)再生資材の調達についてというところでございます。まず、工事関係者、発注者、設計者のところの右側、検討の方向性の一番上のところでございますけれど、もともと再資源化の質とコストの関係について整理し、“見える化”を図れないかという記述でございましたが、その中で、委員の方々からCO₂排出量低減という観点を入れるべきだというお話がございましたので、赤字で書いてございますように、CO₂排出量低減等の

環境負荷の軽減などという文言をつけ加えております。

それから少し下へまいりまして、先ほどのアスファルト・コンクリート塊の部分と同じでございますが、MSDSの記述がございましたけれど、必ずしも法律上のMSDSにこだわるものではございませんので、原材料の履歴、性状、組成物質に関する情報の共有化という形で記述を修正しております。

それからさらに下へまいりまして、再使用、リユースの部分でございますけれど、リユースにつきましては、前回の資料の場合は、リユースを強く推進する妥当性があるかという問題を投げかけるような形で書いてございましたけれど、委員の意見を踏まえまして、現場内利用や工事間利用をより一層促進できないかという形に修正しております。

さらにその下でございますが、これは課題そのものから赤字で課題の生じる原因、それから検討の方向性と、横に3列、新しく赤が書いてございます。これ全部つけ加えたものでございます。再生資材の搬入に関するそもそも実態把握が十分でないというご指摘がございましたので、課題として書かせていただいております。必ずしも再生資材の定義が明確でないといったようなこともございますので、検討の方向性といたしましては、再生資材の含有率等に基づいて再生資材を分類し、使用実績を整理できないかという形で、含有率等も踏まえた定義ぶりから整理し直して使用実績をそこから整理していくといったようなことを方向性として書き加えております。

それから施工者のところでございますが、前回、再生資材を利用するメリットが少ないという課題を書いてございましたけれど、この部分につきましても、発注者、設計者と同様に再生資材の利用について取り組みが必ずしも十分でないという課題を書いてございまして、コストメリットがない場合があるという整理をしております。

それからその下へまいりまして、再資源化業者のところでございますが、こちらも先ほどと同様、MSDSに関する情報共有化という記述がございましたけれど、趣旨を明確化する観点から、原材料の履歴、性状、組成物質に関する情報の共有化という形で書き直してございます。

その下の資材製造者のところについても同様でございます。

以上で、前回の資料につきましてご指摘を踏まえた修正のご紹介をさせていただきました。

【嘉門委員長】 それでは、続けて平田委員のほうから5分程度をお願いします。時間が少なくて恐縮ですが。

【平田委員】 おはようございます。日本建材・住宅設備産業協会の平田でございます。

前回の委員会の中で、DIS21930というISOの新しい規格ですとか、LCA、LCCO₂について幾つかの委員から議論が出ておりまして、私どもの協会のほうで経済産業省、NEDOの委託を受けて、お手元でございます断熱部材のLCCO₂評価・算定法の標準化委員会という報告書をまとめております。この取り組みは経済産業省サイドと保証要件については国土交通省も絡みながら2004年から4年計画、ですから今年度2007年度が最終年度でございます、住宅部材のLCCO₂と長期性能とあと長期性能の保証制度の3つの観点で6つの委員会が動いておりまして、その中でLCCO₂絡みが、今、お手元でございます報告書でございます。実際には6つの委員会が過去3年間活動しておりますので、報告書自体はこの十何倍の量があるということでございますけれども、特にLCCO₂につきましては、断熱部材について注目しております。

お手元の資料、断熱部材のLCCO₂の要約のところ少し項目だけ読んでまいります。要約としては、LCCO₂の算定法の実情調査と、算定法、算定に関するJIS化の検討作業、データの抽出、あとは断熱部材の関連工業会におけるいろいろなケーススタディの取りまとめ、それと今後の課題ということで今年度はまとめさせていただきました。特に断熱材についてLCCO₂を注目しておりますのは、LCAを考えた場合には、使用供用段階、運用使用段階でもいいんですけれども、使用供用段階の二酸化炭素の削減が、いわゆる省エネですね。それが一番インパクトが大きいだろうということで、特に断熱材については、例えば温室効果ガスのようなものを使っている、使用供用段階での断熱性能が高く維持ができて、住宅及びビル建設物の使用中のCO₂が削減できれば、トータルでプラスになるわけですから、その点について断熱材を注目しております。

実際の今年度、最終年度、JISの骨子として仕上がるのは、お手元の資料で38ページ、JIS規格のフォーマットに従いまして断熱部材のLCCO₂の評価・算定法ということで、一通り項目をこれからすべてを埋めていく形でございます。注目いただきたいのは、先ほどご説明しました40ページの製品のライフサイクル、LCAの中で図が出ております。図4の1ということで製造、輸送、建設、運用供用、解体、そして廃棄、再生、この7つのステージそれぞれにLCCO₂のルール決めをしていこうということで、このJIS規格を練っております。

特に今回、今年度は製造工場から消費地までの輸送における標準化を図っていこうということで、輸送における標準化、輸送距離、建設地と製造工場、それぞれ各メーカーいろ

いろいろと立地されているわけなんですけれども、それを標準化してAメーカー、Bメーカー、Cメーカー、それぞれが勝手なルール決めをすることではなくて、標準値で輸送距離とそれに関するCO₂の発生量を検討しようという取り組みをいたしました。

次年度以降につきましては、お手元の資料の今後の課題ということで、119ページ、6のまとめです。今後の課題ということで項目を挙げております。ご覧いただきたいのは、6.2今後の課題ということで、この中で海外への情報発信、これは前回の委員会の中でもお話がありましたISOの21930というファイナルの規格が出てまいりましたので、それとの整合性を持たせるということと、あとは6.2.2、太字の項目だけ読みます。LCCO₂解析の項目、項目をどうするか。それと重要なのは2番目のLCCO₂解析値利用者の想定ということで、このデータをだれが利用するのか。建設者が利用するのか、消費者が使用するのか、リサイクルを行う人間が利用するのか、それを特定しよう。それと輸送に関する環境負荷の算定。使用済断熱材の処理状況、122ページです。それとリサイクル材の場合には算入方法が少し異なりますので、リサイクル材を算入した場合の計算の仕方を、今年度、精査をしながら最終的に先ほども見ていただきましたJISの骨子(案)をまとめて、ルール化をしていこうというふうに考えております。

本来、この小委員会の中では、LCAについては本筋の議論とは少し離れたところにございますので、私はこの資料提供をさせていただいたのは、前回、LCAの議論が出てきておりますので、この部分については既に国交省の委員会、経済産業省の委員会でそれぞれ動いておりますので、こういうのを参考にさせていただきながら、リサイクル部分についての議論に収れんしていただくために資料提供させていただきました。

以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それでは、今から議論に入りたいと思います。これまでのところでお気づきの点、ございましたらご指摘いただければと思います。特に資料4の(1)から(4)までの部分で赤字が入っておりますので、その辺を含めてご意見をいただければと思います。進行の円滑化のために、発言を希望される方は、例によって名札を立てていただくようお願いいたします。私が気づかないときはちょっと名札を二、三回振るなり叩くなりしていただいで注意を喚起していただければ幸いです。

それでは早速、村上委員が立てておりますので、よろしく申し上げます。

【村上委員】 住宅生産団体連合会の村上でございますが、先ほど平田委員のほうから

お話がありました、ライフサイクルに関する住団連の考え方をちょっとだけお話しさせていただきます。住宅生産団体連合会も同じく、資材段階、建設段階、使用段階、解体段階、再生処理処分段階というふうな分け方で、ずっとライフサイクルを考えてきているところでございますけれども、その際のCO₂発生量につきましてお話し申し上げますと、資材製造段階は約4%、建設段階2%、解体段階が2%、使用上のリフォームをする際のCO₂発生量が1%、使用エネルギー、これはお客様が住宅をお住みになって使われるエネルギー全体量でございますが、87%、再生処理処分4%というふうなCO₂発生量であろうというふうに、私どもの住宅生産団体連合会では、実績環境行動計画の中で公表しているところでございます。建設段階におけるCO₂発生量というのは約2%、リフォームを入れても約3%程度ということで、CO₂発生量に関して議論が伯仲するということはちょっといかなものかなというふうなことも思います。

それと、住宅生産団体連合会では、お客様が使用する段階におけるCO₂の発生量削減につきましては、先ほどの断熱材の問題もございしますが、住宅の省エネルギー性能の向上でございますとか、これは二重サッシ、断熱サッシ、床、外壁等の断熱化、気密性能の向上等、あと、住宅設備機器の省エネルギー性能の向上、冷暖房、給湯、節水型便器、ソーラーシステム等、あと、住宅の耐久性、耐震性等の向上、またユニバーサルデザインの導入等、住宅が長持ちするようというふうなことも考えているところでございますので、その辺のことをよくご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。CO₂というのは、前回議論に出ましたのは、CO₂排出削減効果があればそこを少し見えるような形にしたらどうかというご意見で、建設資材の再生と新材との中でどれだけCO₂削減効果があるかということがもっと明確にならないと、断熱材のような場合は供用段階でかなりCO₂削減量は大きく得られますけれども、リサイクルの中でのあれは余り大きくないというのは、この辺は委員の共通認識かなと私も思っておりますので、そういう取り組みでこれをやればと思っております。

それでは崎田委員、お願いいたします。

【崎田委員】 資料4の前のことの訂正について先ほどご説明いただいた件なんですけれども、私は前回、発生抑制のこととか、リユースのことなどを発言させていただいて、4ページ、リユースを上流から検討すべきという文言を入れていただいた点など、きちんと対応いただきまして大変ありがたいというふうに思っております。なお、今、細かい検

討の方向性の項目をずっと読んでいたんですが、先ほど実態把握がこれまできちんとなされていなかったというようなご説明があったんですが、文言のところを拝見しますと、原材料の履歴や性状、組成物質に関する情報というふうになっているんですが、いわゆるリユースできるようなものがどの程度出ているのか、あるいはどの程度を目標値にしていったらいいのか、何かその点の数値的な把握みたいなことができないかというようなことも、今後検討していただくとありがたいなというふうに思いまして、その辺の文言がちょっと増えたほうがよろしいのではないかなというふうに思いました。よろしくご検討いただければと思います。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。今の件は事務局のほうで少し入れていただければと思いますので、よろしくご対応ください。

それでは米谷委員、お願いいたします。

【米谷委員】 私も資料4に関してなんですけれど、先ほどから話の出ていますLCC CO₂絡みでございますが、前回の私を含めた数名の委員の意見を取り入れていただきまして、(4)の再生資材の調達についてというところで、CO₂排出量低減等の環境負荷の軽減、視える化を図るという言葉を入れていただいているかと思えます。私の趣旨としましては、再生資材の調達という部分でもそうなんですけれども、それ以前の発生抑制なり再資源化なり、そういった全体を通してのCO₂排出量についての評価というのが極めて大事ではないかというふうに思っております。特に発生抑制という形をとることによって、その廃棄物の輸送に伴うエネルギーも不要ですし、リサイクルをすることについてもエネルギーがかかる。けれども、それもなくなるというところで、発生抑制とリサイクルとの相違というのも、こういったCO₂排出量ということで評価することによって、より明確になるのではないかというふうに思っております。そういった意味で、この再生資材の調達という部分だけではなく、もう少し全般的な話としてこのCO₂の話盛り込んでいただければというふうに思っております。

以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。発生抑制ということについては、以前から、これは細田委員だったか、排出抑制を徹底的にやればリサイクルは減るんだということで、これは今の廃棄物行政の根本でございますので、そういう趣旨の話はぜひ前に入れていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。野城委員、お願いします。

【野城委員】 資料4についてですが、前回途中で中座いたしまして申しわけありませんでした。私が前回申し上げたのは、検討の実質的な内容についてはこれでおおむねよろしいんじゃないかと思いますが、傍観者的で、政府が何をするかということについての踏み込みが少し足りないのではないかという趣旨の発言をさせていただきました。それを踏まえてさまざま具体的な方向を入れていただいておりますけれども、さらに踏み込んだ文言をこの検討の方向性に入れていただけたらと思います。それぞれ(1)なり(4)なり、あるいは今日検討いたします5、6、7にも関連してくるので、ちょっと表にどう入れたらいいかということをお悩みますけれども、2つ申し上げたいのは、1つは前回の議論がありましたように、例えば(4)で赤字がついております、原材料の履歴や性状、組成物質に関する情報の共有化とございますけれども、これはこれでいいんですけれども、これをするためにやはり情報のインフラというものをつくらなければなりませんし、みんなが傍観者的に必要ですと言っている限り、世の中は動いていけないので、やはりこれは情報のインフラを政策的な意思をもって能動的に、少なくとも政府は呼びかけ人になって作ぐらいの踏み込んだ意思表示というのをに入れていただけたらというふうに思います。また同じようなことはおそらく今日の論点で出てくるかと思いますが、それが1点です。

それと2つ目は、例えば今の(4)も絡んでまいりますが、調達といいましても、政府自身が調達行為の中で、ここに書いた検討の方向性をさらに背中を押すことができないかということについての工夫も、できればこの表の中に入れていただければと思います。具体的には、1つは、設計上の工夫であれば、設計者選定の条件の中に、ここに挙げたような項目を選定条件の1つとして入れていくような工夫、あるいは関係者の中で施工者にかかわってくる部分であれば、既に国交省のほうでされておられます総合評価制度等における評価項目の中に入れていくような工夫、こういったようなところをこの表の中に入れていただけたらと思います。ちょっと横ぐしなので、この表の中に入れづらいところがあるかと思いますが、ぜひ入れていただければと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 野城委員、ありがとうございました。前段のご指摘の件については、前回の委員会でもほかの委員の方からもご指摘いただいているんですが、一応、ここは検討の方向性となっていますけれども、いつまでも方向性だけじゃなくて、ここはやると、ここは今後の検討だと、その辺をそろそろ明確に意思表示したほうがいいという、そのご意見、私もそう思っておりますので、次回ぐらいにはそういう方向でぜひ決意表明をでき

れば幸いと思う次第でございます。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

【細田委員】 2点。まず資料4の(2)の発生土、特に汚泥関係で。これは私、すみません、何回か欠席してしまったので、もしかしたら重複してしまうのかもしれない。お許してください。ここで汚泥等々について品質基準がないということを書かれて、そのとおりだと思いますが、もう一つ踏み込んで言うと、これは書きにくいのかもしれないんですけれど、どうなったら廃掃法の廃棄物になって、そうじゃないのかという例の広島高裁岡山支部判決ですと、立米1,000円で、岡山県庁はこれはだめだ、廃棄物だと言ったんですけれど、そうではないということで結局落ち着いて、国が損害賠償もすることになったわけですね。そうすると行政のほうも非常に悩んでしまう。じゃ、立米800円ならどうなのかとか、難しい面があると思う。品質基準とともに、どうなったら汚泥が再生利用になったのかどうなのかという、難しいかもしれませんが、その辺も本当はあるべきなのかなと思います。

それから、4、5、6を通じて、これはよく書かれていると思います。1つあえて言うるとすると、ここにも書かれているんですけれど、まだやはり安いから品質の悪い再生利用に流れていってしまって、非常に優れたリサイクルプラントというのは、今、非常に再生能力のものがあるのに、そちらに荷があまり集まらない。そこにたくさん集まると今度はスケールメリットが働くから、今度はいい処理で安くなる可能性もあるわけですね。それを担保するためには、やはり4、5、6をトレーサビリティみたいなものをもう少し強める必要があるのではないかな。マニフェストはあるけれど、建設廃棄物の場合、非常に難しゅうございますよね、追尾するのが。そののところに何か工夫があってもいいんじゃないかな。これも難しい話なんですけれど、そういうふうに思いました。

以上2点でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。細田委員が最初におっしゃった品質基準の件は、この建設汚泥のほうは私、実はかなり深く関与しておりまして、一般市販品についての品質基準がないので、ここで言うております建設汚泥処理土についてはきちんとした品質基準ができておりまして、そこで基準で廃棄物を抜け出すところを明確には表示しております。

それから2番目のほうについては、これは今日の議論にも絡むことでございますので、またそのときにもご議論をいただければと思います。

それではまだあるかもしれませんが、今までの前回までの議論ということでございますので、議事の2番目のほうに移らせていただいて、同じ資料4を使いますので、場合によっては(4)以前にも振っていただいても結構でございますので、今日の議事の2の課題に対する検討の方向性についてに移りたいと思います。(5)現場分別について、(6)再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について、それから(7)建設発生木材についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

【建設副産物企画官】 資料4の5ページ(5)現場分別についてのところからご説明いたします。なお、必要に応じて参考資料の1をご参照いただければと思います。

まず現場分別についてということで、大きな論点といたしましては、分別解体等の共通ルール等が必要、分別解体等の積極的な取組が必要、再資源化に支障をきたす資材等の分別に配慮が必要ということでございます。前回同様、関係者ごとの課題として再整理しております。

まず発注者でございますけれど、課題といたしまして分別解体に関する関心が必ずしも高くない。その原因といたしましては、解体工事につきましては非生産的であるため、コストが安ければ処理内容は不問という考えがあり、適正なコストを負担しようという意識が低い場合が多いということでございます。これに対する検討の方向性といたしまして、1つ目といたしまして、分別解体への関心を高めるため、一般市民を含む発注者に対して解体から適正処理までのトータルコストに関する情報提供をするなど、啓発活動を強化できないか。あるいは2つ目といたしまして、適正な分別解体コストを負担するため、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないかということでございます。

参考資料の1ページ目でございますが、これは実は村上委員の執筆されました本からの抜粋でございますが、こういった解体工事の見積書の例もございまして、こういったような形で内訳を明示するといったようなことが広がれば、結果的に必要なコストを負担するといったことにつながるのではないかとということでございます。

続きまして、設計者、施工者のところでございますけれど、まず課題といたしまして、分別解体や現場分別について、取組が十分でない場合、あるいは不適切な場合があるということでございます。その原因としては4つほど掲げてございまして、1つは、やはり同様に意識が低い場合があるということでございまして、それに対する検討の方向性といたしましては、解体工事等が適正に施工されているか、現場の“見える化”が図れないかと

ということ。それから、ゼロエミッションの取組に対して、優良業者の認定、表彰等を行えないかということでございます。参考資料の2ページは、東京都で行っているものですが、建設リサイクル法10条に基づく届出済みの場合に、こういったシールを貼るといったような制度を導入しているということでございまして、これは基本的には法律に基づく行為ではなくて行政指導の範疇として行っている、協力依頼として行っているということでございますが、こういったものが貼ってあれば少なくとも届出はしているんだなと。逆にこういったもの、パトロールであるとか、あるいはこれが十分に周知されていれば、一般の市民の方からのいろいろな通報だとか、そういったものも期待できるのではないかとということでございます。

参考資料の3ページ、4ページは、建築、土木、それぞれリデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰というのを行ってございますが、これの総理大臣賞であるとか、あるいは国土交通大臣賞を受賞したといったような工事例でございます。こういった形の表彰が行われておりますけれど、これは非常に、極めて優れたものを表彰しているといったような感じでございますので、もう少し幅広にできないか、あるいは表彰以外の優良業者の認定といったようなことも行えないかということが検討の方向性として掲げたということでございます。

資料4のほうに戻ってまいりまして、課題が生じる原因の2つ目でございますが、適正な分別解体に必要なコストが負担されていない場合があるといったことでございます。これにつきましては、発注者のところと同様でございますけれど、コストを負担するための内訳明示等ができないかということを書いております。

それから原因の3つ目といたしまして、都市部の新築工事など、分別スペースが十分に確保できない場合があるといったようなこと。それから、原因の4つ目でございますが、施工者によって分別の程度がばらついていると。また再資源化業者の受入基準と合わないといったことから、一生懸命取り組んだとしても結果的に混合廃棄物になっているような場合もあるのではないかとということ。その次、5つ目でございますけれど、再資源化に支障をきたす建材の現場分別が徹底されていない場合があるといったようなことでございます。こういったことに対して、この3つの原因につきまして、検討の方向性として、1つに集約してございますが、現場の条件に応じて現場分別の品目や方法を定める等、ルールやガイドラインを策定し、関係者間で情報の共有化が図れないかということでございます。

参考資料のほうにまいりまして5ページでございますが、私どものほうでかねてから小

口巡回共同回収システムといったようなことで、都市部のいろいろな現場から分別を徹底すると結果的に小口化するものですから、その収集運搬の効率化を図っていこうといったようなことで実験的な取り組みを行い、またそれについての検討会を設けて検討しているといったようなものがございまして、この検討の過程において、結果的に複数の現場を巡回しながら回収していくということになりますと、ある現場と別の現場で分別の仕方が異なっていると、なかなかそれはそもそも効率的にこういった巡回回収というのができないといったようなこともございまして、ある種必要に迫られて分別の基準というものを検討しております。現状を説明いたしますと、とりあえず作った分別の基準の案みたいなものがありまして、これにつきましてさらに詳細な検討を加えているという段階でございます。これは一つの例でございますけれど、こういった分別基準は必ずしも小口巡回共同回収システムのみならず、一般化していくことも可能なのではないかとこのように考えているところでございます。

続きまして、設計者、施工者の課題のところの2つ目に戻りまして、分別解体や現場分別の取組が十分であっても、搬出先によって、再資源化の程度にばらつきがあるといったようなことがございます。これにつきましては、原因といたしまして、処理業者の事業内容や処理業者の優良性を判断するための情報が不十分だということがございますので、方向性のところでございますが、建設副産物情報交換システムや優良性評価制度等を活用し、処理業者の技術力であるとか優良性を判断するための情報のこれも共有化が図れないかということでございます。

参考資料の6ページが建設副産物情報交換システムというものでございまして、システムのイメージといたしましては、工事の発注者、それから排出事業者、元請企業と処理業者がそれぞれいろいろな情報を入れ、またあるいは必要な情報を検索するという仕組みでございまして、特に処理業者につきましては、みずからの処理している品目等々を登録する。発注者であるとか排出事業者が工事現場近隣でどのような処理業者があるかについて検索するといったようなこと。あるいは積算等に当たって価格情報を得るといったようなことが想定されております。

それから7ページでございますけれど、こちらは環境部局のほうで取り組まれている産業廃棄物処理業者の優良性判断評価制度ということでございまして、この評価基準に適合した業者につきましては、処理業の更新の際の書類の一部を省略できるといったようなことでございまして、遵法性、情報公開、環境保全への取組といったような判断基準を設け

て運用し始めているというものでございます。

また資料4のほうに戻りまして、関係者ごとの課題の収集運搬業者のところでございますが、分別解体を徹底することによって廃棄物が少量・小口化され、運搬が非効率になるおそれがあるというところでございます。これは引き続き今後分別を進めていくと、より一層少量・小口化されるということがございますので、例えば先ほどご紹介いたしました小口巡回共同回収システムであるとか、あるいは広域認定制度によりまして資材の帰りを車を利用するとか、こういったようなことが活用ができないかといったような検討の方向性を掲げております。

それから中間処理業者、再資源化業者のところでございますけれども、こちらにつきましては先ほど設計者、施工者の欄でも申し上げましたが、再資源化に支障をきたすような建材の現場分別が徹底されていない場合があるということでございます。これにつきましては、分別の程度が施工者によってばらついている、あるいは受入基準と合わないといったようなことから、結果的に混合廃棄物となっているような場合もございますので、これも再掲でございますけれども、分別のルールやガイドラインの策定、それから、関係者間の情報共有といったようなことを方向性として掲げております。

最後に、資材製造者というところでございます。分別解体が困難な複合材料といったようなものからできている資材があるということもございます。現場で分離が困難な複合材があるということもございますので、分別解体に配慮したような資材の使用は推奨できないかということを検討の方向性として掲げております。

続きまして(6)再資源化・縮減、適正処理の確実な実施についてという項目でございます。論点といたしまして、関係者間の情報交換の充実、再資源化された後の最終的な需要先の把握、発注者を含めた関係者の意識向上、関係者間の連携による不適正処理の防止ということ、それから、そもそも事実として、依然として建設廃棄物の不法投棄が多いといったようなことがございます。

ちなみに参考資料の8ページでございますが、これは環境省が平成17年度の産業廃棄物の不法投棄等の状況というものを発表しておりますが、これは必ずしも建設廃棄物に限ったものではございませんが、8割から9割程度、建設廃棄物だという状況も踏まえて、相当部分が建設廃棄物だろうということが推測されます。投案件数ベースで見ますと、排出事業者が不法投棄している場合が4割に上るということもございます。ただし、投棄量ベースで大きいのは、無許可業者が不法投棄をしているといったような状況がうかがえて

おります。したがって、排出事業者、それからその下流の許可、無許可含めてですけど、いろいろな業者それぞれに対して対策が必要なんだろうということがうかがえます。

それから9ページでございますが、こちら環境省の調査資料でございますけれども、平成15年度の関東地方における不法投棄等の発生状況をまとめたものでございます。これにつきましては、A、B、C、D、E、5つのカテゴリーに整理しておりますが、特に量的に多いのが自社保管と称する大量保管ということでございまして、おそらくイメージといたしましては、いわゆる解体業の方が解体した後、発生した廃棄物につきまして、排出事業者でございますので、みずからという形で保管していると。結果的に事実上の不法投棄になっているといったようなことが想定されるわけですけど、こういったものが量的にはおよそ3分の2を占めているということでございます。

こういった状況も踏まえまして、関係者ごとの課題を整理しております。まず発注者でございますけれども、再資源化されたものが最終的に再生利用されたのか、あるいは再生利用されなくても適正に処理されたのかといったようなことが必ずしも十分に確認できていないという課題がございます。これにつきましては、発注者に報告すべき排出事業者、施工者が、再資源化後の最終的な需要先、あるいは不法投棄をしていないといったようなことを把握する仕組みが現状ではないということでございまして、検討の方向性といたしまして、例えば公共工事においては、発注者が契約の中で再資源化後の最終的な需要先について、排出事業者から発注者に報告するといったような契約が結べないかといったような検討の方向性を掲げております。あわせて、発注者につきましては当然、個人ベースからいろいろな発注者がいらっしゃいますので、適正処理の確認等々のノウハウを持っていない発注者も多いという現実を踏まえまして、建設行政担当部局と環境行政担当部局、各々の連携を強化して再資源化等の実施状況についてフォローするといったようなことが検討の方向性として必要かと考えております。

また発注者の課題の2つ目でございますが、これは先ほど(5)でも申し上げたような内容でございますけれども、再資源化に関する関心が必ずしも高くない。原因といたしまして、やはりコストが安ければ内容は不問といったようなことがある。コストが適正に負担されていない可能性があるということでございますので、これも(5)で掲げたのと同様でございますけれども、内訳を明示したような契約を結ぶよう周知できないかといったようなことを掲げてございます。

それから関係者の施工者の部分でございますが、直轄を中心に公共工事でありますと、

指定処分といった形で発注者が処分先を指定するといったような取り組みも行っているわけですが、多様な発注者がございますので、必ずしも指定処分に関するノウハウを有していない場合もございます。こういった場合につきまして、再資源化等を確実に実施したり、あるいは質の高い再資源化を実施するような搬出先の選定といったようなことが必ずしも十分に行われていないのではないかという課題がございます。原因といたしましては、これも(5)の再掲になりますけれど、再資源化業者の事業内容であるとか、優良性であるといったものを判断するための情報が不十分だということがございますので、これを判断するための情報の共有化が図れないかということ(5)と同様に再掲しております。あわせて、再生利用の方法による再資源化の質を考慮して搬出先を選定する仕組みがないということもございます。具体的には、例えばマテリアルリサイクルがまだ可能な、良質な木材チップであっても、サーマルのほうに回ってしまいがちであるとか、それから、例えばアスファルトとしての再生利用が可能なのにもかかわらず、砕石のほうに回ってしまうアスファルト・コンクリート塊であるとか、こういったようなことが一部にあるようでございます。こういったものにつきまして、要するにより質の高い再資源化を行うような必要があるということございまして、検討の方向性といたしまして、潜在的資源価値に関する情報を整理して、再資源化の質に関する啓発等を行えないかといったようなことを掲げております。

それから施工者のところの課題の2つ目でございますが、先ほど不法投棄の発生状況等をご紹介いたしました、やはり不法投棄、あるいは再資源化と称した不適正な堆積等、一部の業者で不適正な処理が行われているといったようなことが事実でございます。これにつきまして、原因の1つといたしましては適正処理に関する意識が欠如している場合があるということございまして、これにつきまして、建設リサイクルの一連の流れについて、建設行政担当部局と環境行政担当部局が連携して適正に管理できないかということ(5)を掲げております。あわせて、これは再掲でございますが、発注者のところでも申し上げましたように、コストが適正に負担されていない可能性があるということもございますので、これについても検討の方向性といたしましては内訳明示等の契約ができないかということ(5)を掲げております。

それから廃棄物処理業者のほうにまいりまして、収集運搬業者、中間処理業者のところでございますけれど、これも施工者と同様に不法投棄であるとか再資源化と称した不適正な堆積等、一部業者で不適正な処理が行われているといったようなものがございます。こ

れにつきまして、同様の原因を掲げておりまして、結果的に検討の方向性といたしまして、一連の流れについて建設担当部局と環境担当部局が連携して適正に管理できないかということも掲げております。

それから再資源化業者のところでございますけれど、再資源化後の製品の需給バランスが時期あるいは地域によりまして均衡していない、需給バランスがとれていない場合という課題を掲げております。やはり再生品の利用用途であるとか、それから、もともと建設資材ということで、質量や体積のわりに価格が安くて、なかなか輸送コストを負担しきれない場合がございます、輸送範囲が限定されがちであるといったようなことがございます。これにつきまして、品質の情報であるとか、それからそれに加えて在庫に関する情報等を共有するといったようなことにより、再生品の需給バランスを適正にできないかといったようなことを掲げております。

続きまして(7)建設発生木材についてということでございます。まず論点といたしまして、近年、サーマルリサイクルが非常に進んできているといったようなことがございますが、こういった建設発生木材の需要が高まってきているといったようなことも視野に入れながら、再資源化市場の育成を図っていく必要があるのではないかと考えております。

参考資料の10ページ、先ほど特に申し上げませんでしたけれど、一例といたしまして、GPSを使って廃棄物のトレーサビリティを確保した事例をご紹介します。そして11ページでございますけれど、サーマルリサイクルの一例といたしまして、これは必ずしも建設発生木材由来とは限らないわけでございますけれど、RPS法、これは電気事業者、いわゆる電力会社が新エネルギーの利用を促進するための法律がございますが、これに基づいて認定を受けた発電、バイオマス発電設備が平成15年から年を追うごとにどんどん増えてきているということでございます。これがすべて建設発生木材を利用しているということではございませんが、需要そのものとして増えているということのご紹介でございます。

12ページでございますけれど、INDUSTという雑誌に載っておりました資料をもとに、私どものほうで整理した図が左側でございます、年を追うごとに木質バイオマス発電による木材利用量が増えてきているというものでございます。17年度までの木質バイオマス発電で使っていた木くず燃料利用量が約230万トンということでございますが、18年度以降に新規に、既に増設、新設されているもの、それから19年度以降の、この

図で言いますと白い点線でかかれています19年度以降の予定の部分も含めると、木材利用の計画量の合計というのは310万トンということでございますので、この増える部分が310万トンあるということでございます。合わせると540万トンほど木くず燃料利用の利用料もしくは計画量があるということでございます。それに対しまして17年度、ですからこのグラフでいきますと網かけのグレーのところと紫のところまでしかできていない時点で、私ども、17年度に副産物の実態調査を行っておりまして、この時点でいきますと、建設発生木材のうち150万トンがおおむね未利用だったというふうに推測しております。当然、木質バイオマス発電のすべてが建設発生木材で発電しているわけではございませんけれど、新たに増設、新設された部分の計画まで含めると310万トンあるのに対しまして、我々のほうで把握している未利用部分150万トンということでございますから、需給関係は相当逼迫する、あるいは今後逼迫していくのではないかとということが想定されておりまして、実際、地域によってはそういった需給逼迫が懸念されているといったようなことがいろいろな報道でもうかがえているところでございます。

こうした状況も踏まえながら、建設発生木材についての課題を整理しております。こちらにつきましても、アスファルト・コンクリート塊、あるいはコンクリート塊と同様、基本的には関係者ごとの課題としてではなくて、品目全体として課題を整理しておりますが、まず一つは、従来、再資源化されずに縮減のみがされているケースがあるということでございます。ここで言葉として縮減ということは、木材につきましては基本的には燃やしているということでございますけれど、燃やして何らかの形でエネルギーを取り出していけば、これは一応サーマルリサイクルということでございますが、サーマルリサイクルもされずに単純に燃やされているものがあるということでございます。これにつきましては一つの原因といたしまして、ペンキ等が付着したチップがマテリアルリサイクルできずに、結果的に受入基準と合わなくて縮減されている場合があるのではないかとございまして、再資源化を円滑に進めるための分別ルールであるとか、利用用途に応じた木材チップの品質基準等を策定できないかということ掲げております。

参考資料の13ページ以降でございますけれど、これも17年度でございますが、17年度時点で建設発生木材のリサイクルの用途でございますけれど、一応量的に多いのはやはり燃料利用ということで、120万トンが燃料利用されているということでございます。マテリアル利用といたしましてはパーティクルボード、製紙、堆肥、敷料といったようなものが40万トンないし30万トン弱くらいの量を占めているということでございます。

これを全部足しますと燃料利用よりは多いという状況でございます。

14ページが、建設発生木材のうち、処理施設で受け入れができない木材の例ということでございまして、他の廃棄物と混合している場合、それから有害物質、あるいはCCA処理木材、ペンキ、接着剤といったようなものが付着している、腐っている、あるいは害虫がついている、塩素濃度が高い、それから、サイズが大きいといったようなものが受け入れできないというものとして挙げております。

それから建設発生木材の利用促進のための基準でございますけれど、15ページと16ページ、それぞれ建設副産物リサイクル広報推進会議で検討して暫定版という形で基準をつくっております、公表しております。あくまで暫定版ということで、必ずしも普及しているというものでもございませぬし、また今後必要に応じてよりブラッシュアップしていく必要はあるといったような位置づけのものでございます。この中で、解体工事、新築工事、それぞれ第1種、第2種といった形で木材の状態に応じて分別の基準、それから、その分別したものをチップにする際に、A、B、C、D、Eといったような形でそれぞれどのような用途で使われるのかといったようなことを、15ページ、16ページで整理しております。こういったような暫定基準はございますけれど、よりブラッシュアップするとともに普及を図っていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

資料4のほうに戻りまして、木材の課題の2つ目でございますが、利用見込みのない木材チップが一部で不適正に堆積されているといったようなことでございます。これにつきましては、(6)でも掲げたように、適正処理に関する意識が欠如している場合があるといったようなことでございますので、建設リサイクルが確実に実施されるよう、建設、廃棄物それぞれの担当部局の連携が強化できないかといったようなことを掲げております。

それから質の高い再資源化を実施するための搬出先の選定が十分でないということで、これも(6)で掲げたものの再掲でございますけれど、潜在的な資源価値に関する情報、ですからマテリアルリサイクルができるものと、質が低くてサーマルリサイクルしか用途がないようなものといったようなものを情報を整理して、より質の高い再資源化を行うための啓発等ができないかということも掲げております。

以上で資料4についての説明を終わらせていただきます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それでは最初に話がありました、今回欠席の古市委員から本日の会議に向けてご意見を

いただいているので、あわせて事務局からご紹介ください。

【建設副産物企画官】 お手元に、表紙に「委員からの提出資料」とだけ書かれた3枚紙ほどのペーパーがございますけれど、こちら、表紙1枚めくっていただきますと、本日も欠席の古市委員からいただいたメモが載っております。私のほうから抜粋しながらご紹介させていただきます。

まず1番ということで、建設副産物の物流管理という項目でございまして、建設副産物、廃棄物と発生土のリサイクルを考える場合に、全体の物流管理という視点が重要だということでございます。そのときの重要な項目として3つ掲げていらっしゃるしまして、建設副産物の発生抑制、適正に物流管理すること、リサイクル製品の需給の把握ということでございます。特ににつきましては、廃棄物の場合、ニーズがなければ製造しないのと違って、必ず発生するといったことがございますので、ストックしたものを流すためにニーズを確保しなければいけないという、その需要を確保するというのが重要だというご指摘をいただいております。これがないと、結果的に処分場に行く、あるいは不法投棄になるといったようなご指摘をいただいております。こういったことを前提にいたしまして、先ほどの3点のうちの適正な物流管理という意味で、不法投棄への対策が過小評価されているというご指摘をいただいております。建設廃棄物が不法投棄の中の9割を占めていて、不法投棄、建設廃棄物がイコールというイメージになっている。この悪いイメージを払拭するのがこの分野で求められており、解決の最優先課題だということをご指摘いただいております。具体的な対策を示すものとは思えないというご指摘をいただいております。

次のページにまいりまして、冒頭の部分でございまして、不法投棄を罰するという意味ではなく、予防するための仕組みといたしまして、建設副産物の物流管理とその情報管理の徹底を図ることが、基本原則だと考えますということで、環境行政担当部局との連携強化という意味では、例えば物流管理における関係者の義務とコストの公平な負担の明確化、環境面でのCSRの普及などが有効な方策だというご指摘をいただいているところでございます。

それから2．建設副産物の情報管理というところでございまして、物流管理あるいは全体の流れを管理するという視点で見ると、全体の流れの情報管理が必要だというご指摘をいただいております。その中でも適正なリサイクルと処理を担保するために情報管理が必要だということでございます。マニフェストという仕組みがあるわけでございますけれど

ど、それとリサイクルされたものとどうつながっていくかということをやらないと、素材、あるいは品質といった個別議論をしても、結果的にどう搬出され、あるいは再利用施設に行ったり、中間処理施設に行ったりという実態がわからないといったことで、トータルな大きな物流を管理する仕組みとしての情報管理システムが必要だというご指摘をいただいております。

環境行政担当部局の連携強化という中で、(電子)マニフェストを、不法投棄防止のための活用はもちろんのこと、副産物情報交換システムと連携させるようなシステムの構築が有効だというご指摘をいただいております。

最後に、これは前回の課題に関係する部分かとも思いますが、建設発生土の有害性評価ということでございまして、建設発生土を利用する場合の有害性の問題が非常に難しく、自然由来のものの場合、これを盛り土として利用できるかできないかという問題が非常に重要だということでございまして、現場で迅速的確に判断するための評価指針が必要だというご指摘をいただいております。利用目的を明確にした上で評価・利用しないと、将来いろいろな問題が出てくるのではないかというご指摘をいただいております。また自然由来でないようなものが出てくる、例えば再開発といったような場合につきましては、土壌環境基準等とのすり合わせが必要だというご指摘をいただいております。

以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それではただいまから、(5)(6)(7)に関するご意見を承りたいと思います。どこからでも結構でございます。

【三本委員】 先に、実態のほうをちょっとお話ししたい……。

【嘉門委員長】 どういうことでしょうか。

【三本委員】 今、処理業界の実態がどういう状況かということをちょっとお話ししたい。

【嘉門委員長】 そうですか。それではお願いします。

【三本委員】 私どもの廃棄物処理業界におけます現状と実態について、多少触れておいたほうが議論がしやすいと思いますので、まず参考資料の8ページにございますが、不法投棄実行者の内訳でございますけれども、ここにおきます無許可業者という部分について、皆さん、誤解をしがちなところがあります。といいますのは、確かに実行行為者としての不法投棄は無許可業者でありますけれども、実際には一次運搬、それから一次処理の

段階では、皆さん、ほぼ99%以上許可業者でございます。ですから、施工者の発注段階では許可業者に発注しているものでございます。そこの勘違いがまずありますと、方向性が間違いますのでお願いいたします。

それから、排出事業者とありますが、これは大半が、先ほどのページ数でいいますと9ページですか、そこにあります自社保管と称する大量保管、これは解体業界におけます一括請負のもとに解体した後に、コスト見合いがなかなか合わなくて、そのまま放置してしまうというようなケースでございます。ですから、まず第一義的に原因がどこにあるかといえますと、発注段階あるいは排出段階において、そのときの意識の問題が一番大きな問題でございます。ですから、適正に処理、あるいは適正なリサイクル事業に方向づけするためには、やはりその発注段階あるいは排出段階での意識づけをどう図るかということの一つの検討をまず第一にしておかなければ、なかなか難しい問題とっております。

以上です。

【嘉門委員長】 三本さん、ついでにちょっと教えてもらいたいんですけど、8ページで排出事業者の投棄量がえらい少ないんです。今のご説明でいうと、解体業者さん等が一次保管するのがここに来るとすれば、次の9ページで非常に大きくなっていて、こちらのほうが常識的なんです、一次保管しますと。8ページの右の投棄量、排出業者さんがえらい少ないのは、これはどういう理由なんですか。

【三本委員】 これは、どうなのでしょう。その整合性、私自身もちょっと理解できませんけれども。

【嘉門委員長】 先ほどの無許可業者、運搬には許可業者という、その値に入っているかもしれない、こういうことですね。

【三本委員】 そうですね。

【村上委員】 私、思いますのは、排出事業者というのは、いわゆる請負工事を受けた排出事業者なのか、解体工事を、一つの82号通知からいうところの、排出事業者足り得るといっている排出事業者なのか、あとは中間処理業者が中間処分完了後のごみを出すときは排出事業者足り得ますんでね、当然排出事業者ですから、排出事業者となると。排出事業者というのは、簡単に分けて3つぐらいですかね。元請業者、それと下請である解体業者、それと中間処理業者、この3つが排出事業者と呼ばれる方ですね。そのどれをとらえて排出事業者と書いてここに載っているのかというのが、非常にこの統計でもわからないですね、現実には。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それでは後藤委員。

【後藤委員】 意見ではないんですが、(5)(6)にかかわるところでちょっと情報ですが、産廃事業者優良化推進事業、環境省の推進ワーキンググループの主査をやっておりますので、昨年度、ちょっと遅れてしまっているんですが、排出事業者で、特に解体業者には限らないんですが、建設業者向けに現場での分別とか排出についてのパンフレットをつくって、今日本当は持ってくるようにやろうとしていたんですが、ちょっと遅れていますので、次回は多分提供できるのではないかと思います。これを環境省、どうもお金がないのか、大量に刷っていないんで、本年度ようやく事業がまた再開しますので、多分それを活用するという形はひとつ有効ではないかと思われま。

それから、これも解体事業者に限ったことではないんですが、この優良化推進事業の、参考資料の7ページに、ようやく都道府県政令市が9割方取り組むようになりまして、いわばこの制度がプレーヤーがようやく全部フロアに出てきたという形で、これから進むかと思いますが、本年度、例えば皆さん、情報の共有という意味では産廃ネットで情報公開を義務づけているんですが、まだ千数百社しか情報公開していないわけです。これのネットは過去5年間の例えば財務諸表等の公開ということがあって、かなり厳しいということで、この部分を3年にできないかというような議論が少し起きておりますので、まだ未決定ですが本年度の中でそれがもし3年ということに短縮されると、さらに情報公開をする産廃業者が増える可能性はあるというふうに思っておりますので、活用が追々できるようになるのではないかなというふうに考えています。

それから、これも解体業者に限ったことではないんですが、産廃業者が優良化推進の認定をもらうためには、ISO14001かエコアクション21、それと同等のもののマネジメントシステムを構築しているという環境条件があるんですが、産廃事業者にはエコアクション21で産廃事業者用の専用マニュアルを2年前につくったんですが、建設業者用の専用マニュアル、エコアクション21は汎用ですべてに使えるんですが、建設業者用の専用マニュアルをつくりまして、来月から多分運用開始すると思っておりますので、そういう意味では建設業者、解体業者等が自主的に環境マネジメントに取り組むというもので、ISO14001は非常に重いとするならば、簡便なエコアクションで対応できるというものも実はやっておりますので、これも参考になるかと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 後藤委員、ありがとうございました。それはまた資料を提供いただけるということでございますか。

【後藤委員】 はい。

【嘉門委員長】 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

続いて大塚委員。

【大塚委員】 総論的なことはいろいろあるんですけども、既に各委員からおっしゃっていただいておりますので、ちょっと個別的なピンポイントの話をしますが、資料4の5ページの右のほうの下から3つ目のところですけど、収集運搬業者のところ、検討の方向性というところで、小口巡回共同回収システムの実現や、広域認定制度の活用を図れないかということをお書きになっていますけれども、広域認定制度というふうにもまにお書きになっていらっしゃるように、これは資材メーカーですか、生産者のところの検討がなされているということだと思いますけれども、解体工事が出てきた物を分別して収集運搬するというのは、この小口巡回共同回収システムとか広域認定制度では、多分今のところは無理だと思いますので、そういうのを引き取ってくださるメーカーというのはほとんどいないということなので、これだけでは多分難しいことになってしまうので、そこをどうブレイクスルーするかというのをちょっと考えなくてはいけないと思います。私は今、何か考えを持っているわけではないんですけども、これだけでは十分ではないと思いますので、ぜひ追加的に検討していただきたいと思います。

それからもう一つは、例えば(6)の再資源化の発注者のところの、右の検討の方向性の上から2つ目のところですが、確認のノウハウのない発注者が多いというのはこのとおりで、先ほどお話があったように、不法投棄のほうも、発注とか排出段階での意識が一番大きいということがございますけれども、一方で発注者は、通常の意味での排出業者とは全然違って、個人の、全く一般の市民であることも少なくないわけですので、そういう人の、最後の再資源化等の完了の確認を元請業者から報告させて終わりというのではちょっとどうかというのは、一般の感覚からしても多分あるんだと思います。ですから元請業者から発注者に対して報告していただくのはいいんですけども、それ以外に行政のほうに報告するシステムが要るのではないかということは、ここでも結構議論があったと思うんですけど、残念ながらなかなか難しいのか入っていませんので、そこはなお検討していただけるとありがたいと思います。

それからもう1点だけですけども、古市委員のほうからもお話があったように、建設

副産物についてマニフェストシステムとどうつなぐのかというご質問が出ていますけれども、私もちょっとここはよくわかりませんので、お答えいただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。最後の質問については、今、答えをしてもらうという、できますか、何か……。

【建設副産物企画官】 まだちょっと明確な答えが……。

【嘉門委員長】 次回ぐらいでも。

出野委員。

【出野委員】 全解工連の出野と申します。まさに関係業界ということで、各論的には申し上げたいところは山ほどございますけれども、おしかりと受けると思いますので、総論的なところだけ申し上げたいと思います。3点ほどとりあえず発言させていただきたいと思います。

検討の方向性についてという、この中で(1)(2)(3)(4)(5)と並んでいますけれども、一番左側の関係者の欄です。発注者、設計者、施工者と並んでいますけれども、こう並べれば当たり前だなという感じになるんですけども、この施工者についてはもうちょっと各論的に、具体的に検討していただければありがたいなと思っております。これも何回も申し上げたと思いますけれども、日本には解体業という業はないわけですし、先ほども解体業者とか解体業界とかいう話がありましたけれども、日本にはございませんので、しつこく申し上げておきます。日本の場合には建設業法上の土木工事業、あるいは建築工事業、とび・土工工事業、このいずれかの許可で営業するということになっております。500万円未満の軽微な工事については登録をして営業すると、こういうことになっております。ですから、日本で解体業者という場合には、建築、土木、とび・土工合わせて50万社ありますんで、業者は50万社いるということになります。ですから、建設業者と解体業者とを分けるという区分をするのは間違いであると、これは1つ指摘しておきたいというふうに思います。

それに関連してなんですけれども、私はこういう議論をしているときにいつも感じるんですけども、諸悪の根源ではないかというふうに思っているんですね。例えば国土交通省で解体工事業という業種を育成する、つくるという意識がおりかどうかというのは非常に疑問に思っております。これは諸悪の根源ではないかと。ですから、自分が解体業者

だと意識を持っている業者は非常に少ないと、おれは建設業者であると、たまに新築のついでにサービス工事で解体工事をやっているんだと、そういう意識が非常に強いということがございますので、皆様方がいろいろこういう各論でご議論なさっても、どこふく風と、よその国の話かなという感じで聞いておるんじゃないかなろうかと、極端に言えばそういう感じがしております。もちろん解体工事の専門家、解体工事だけで飯を食っているという業者も皆無ではございません。ただ、私どもが把握しておりますところでは、全国で1,000社、2,000社、そんなレベルですね。ですから建設業の先ほどの3業種で50万社いるうち、解体工事だけで飯を食っているという専門業者が1,000、2,000というレベルであるというご認識がまずお持ちいただきたいと思います。ということで、この解体工事業という専門業種をぜひ育成すべきではなかろうかと、つくるべきではなかろうかということをお願いしておきたいと思います。

これに関連しまして、解体工事なんてのはだれでもできると、たかが解体工事というご認識だと思えますけれども、昨今は非常に難しくなっております。ということで、解体工事を現場で完了するという人材の育成もぜひお願いしたいというふうに思っております。イワシとかアジとかサバとか、そういう雑魚とは申しませんが、そういうものはミンチにすりゃ、かまぼこにしておいしいということがございますけれども、ブリとかマグロになりますと解体技術が必要です。これを適当に解体したんじゃ食せないということになります。昨今はフグが増えているわけですね。解体現場に行きますと、フグと言ったらおわかりかと思えますけれども、例えばアスベストとかそういうものがたくさん中に入っているわけですね。こういうものをきちんと処理しないと食えないわけですね。解体工事とは言えないわけです。そのあたりがほとんど今、置き去りという状態ですね。行政のほうもやる気があるのかどうか知りませんが、おありになると思いますが、私ども見ていると何か放置した状態じゃなかろうかという感じがしております。例えばアスベストの処理業者、ほとんど許可という許可がございません。だれがやっても構わないという状況ですね。労働安全衛生法とかその他の法律では少し規制がございまして、根本的にはだれがやってもいいというレベルになっております。それでいいのかなと。そういう問題があります。ですからフグですと、フグ調理師なんて国家資格すらあるわけですね。ところが建物の解体工事、フグみたいな解体現場にはそういう国家資格は要らないと。極端ですけども、だれが適当にやっても構わないという状況を少しは改善していただきたいと。常々、各部局にもお願いをしているわけですが、十数年来お願いし

ておりますけれども、一向に進まないという現状がありまして、これはひょっとしたらと
いいですか、ほとんど確信に近いんですけれども、諸悪の根源であると、不法投棄並びに
アスベスト問題すべて関連しておると、今、認識しております。ぜひご検討いただきたい
と思います。

ちょっと各論で言いますけれども、あと、コストの問題で、発注者等がコストを適正に
負担しないと、そういう問題がありますけれども、これも解体工事業という業種をつく
って分離発注すれば済む話だと、我々、思っております。例えば解体工事だけで発注をす
ればいいわけです。そのためには解体業者は元請能力がなきゃいけないと。この間の委員
会で解体業者に元請能力はないよという発言を私は聞いておりますけれども、もちろんそ
ういうレベル的に問題がございます。将来的にはそこらあたりもクリアして、解体業者が
元請として解体工事を仕切ると、そういうふうによれば、見積書も生きてくると。現在、
見積書を出しても、新築と解体は分割じゃない、一括発注です。一括発注で解体工事の見
積書をもらったってだれも見ませんよ。総額1億円、じゃ、解体に3,000万予算つけま
すかって、そんなことだれも考えません。ほとんど新築にそれはかけます。解体工事とい
うのは予算のショックアブソーバーといいますが、予算調整工事という感じですね。これ
はスーパーゼネコンの方もいらっしゃるんで申しわけないんですけれども、スーパーゼネ
コンですら解体工事については、現場で解体工事の施工が開始されてもまだ契約書が交わ
されていません。単価契約をなされていない。こういう現場が非常にたくさんございます。
スーパーゼネコンクラスでもそうですから、推して知るべしですね。そういう現状をぜひ
ご認識いただきたい。ですから見積書があってもなくても現状は全然関係ないというよう
な感じであると。

スーパーゼネコンでもそうですけれども、民間の住宅工事についてもそうですね。例え
ば民間の住宅工事で解体工事、見積書をつくりましたら156万8,000円でしたと。こ
ういうのを持っていきますと、はい、わかりましたと。じゃ、端数を切って100万円に
しましょうという話になるわけですね。これは元請さんが住宅メーカーであるとすれば、
まあわかったと、じゃ、その8掛けねと、じゃ、まあしようがない、7掛けにするか、
9掛けにするか、そういう話になるわけですね。ですから見積書があっても全く役に立た
ないとは言いませんけれども、今のところは有効には機能していないと。そういう現状が
あるということをひとつご認識をいただきたいと思います。

ということで、とりあえず時間もございませんので3点だけということで、施工者、す

なわち業種の問題と、管理者、人の問題と、それからコストの負担についての各論的な話ですけれども、その3点についてちょっと意見を述べさせていただきました。

ぜひ、慎重にご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【嘉門委員長】 まだまだおっしゃりたいことがありそうですが……。廃棄物処理法ができたことによって、中間処理業者ができたということもございまして、今の出野委員のご指摘もかなり重いご指摘ですが、この不法投棄の根絶を含めて、そういう適切な業種を生むような法律整備といった意味も含めて、ぜひ前向きにご検討いただければ幸いです。かなり根幹的なところをご指摘いただいているのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、高戸委員。

【高戸委員】 今までいろいろな方々から意見を伺いまして、私のほうはちょっと意見というよりも構成上のいろいろなてにをは等も含めて、ここを変えたらいいのではないかなということで、方向性の5番と6番、7番、それから2番について、ちょっとコメントをしていきたいと思います。

5番の現場分別について、設計者、施工者の欄の真ん中辺に、都市部の新築工事など、分別スペースが十分に確保できない場合がある。分別ができない、場所が少ないということでは、新築工事もそうですけれども、増改築工事という言葉もちょっと入れていただきたいということで、挿入をしていただく。

それから、中間処理業者の項目で、関係者ごとの課題として、再資源化に支障をきたす建材の云々とあります。ところがこれは、上の欄では課題の要因のほうに入っていますので、これを要因のほうにずらしていただく。それから、その関係者ごとの課題の欄には、設計者、施工者の欄にあります分別解体や現場分別について取組が十分でないという、この欄をここに持ってきていただくということで、文体の整合性がとれるのではないかなというふうに考えます。

それから6番のほうですが、ここの発注者の欄に、再資源化に関する関心は必ずしも高くないという、検討の方向性のところに、例えば一定規模以上の建物に対しては再生資材の利用を義務づけるというような、難しいかと思いますが、これはCO₂の排出量削減の観点からも一定の利用を義務づけるというのを盛り込んでいただければいいのかなと思っております。

それと、施工者の欄ですが、不法投棄の件で、ここにぜひ5番の現場分別でいいます施

工者の欄の一番下、課題の要因と検討の方向性ですけれど、処理業者の優良性を判断するための情報が不十分、それから情報交換システムで優良業者制度を活用しという、この2つを6番の施工者の不法投棄の欄の課題が生じる原因と検討の方向性に、そのまま追加をしていただければいいと思います。これは適正処理であるという関係で、まさに優良業者の制度が必要であります。現場分別というよりもむしろ優良業者制度というのは適正処理のほうに入れるべきだという考えで、5番のものをそのまま追加していただきたい。

それと、細かいことですが、再資源化業者のところから再資源化後の製品、それから真ん中に再生品、一番右に再生資材という3つの言葉が書いてありますが、何らかの言葉に統一されたほうがいいのかなと思っております。

それと、細かいことですが、7番で吹き出しにあります、関係者ごとの課題として再整理するということわりには、関係者の欄がございませんので、これを3番ですね、アスファルト・コンクリート塊ですね、これの記述方法に吹き出しをそのまま、すなわち課題及びその原因を再整理するということ、それから関係者ごとの課題という項目ではなくて、3番と同じように課題というふうに、これはちょっとてにをは的なものになりますけれども、それを考慮していただきたい。

それから最後に、2番の発生土のところですが、上から2つ目の新材がまだ多用されているという項目の検討の方向性のところに、もっとも環境に悪影響を及ぼす新材を利用するような事業者に対して、何らかの規制が必要ではないかと、環境配慮を確認を義務づけるとか、これはどなたかのご意見にありました。そういった何らかの規制をかけるシステムをつくるのが重要かと思っております。

細かいことで申しわけありませんが、以上でございます。

【嘉門委員長】 細かくご指摘いただきましてありがとうございます。

そうしたら、一応、一言ずつはしゃべっていただいたと思いますが、次は崎田委員、お願いいたします。

【崎田委員】 まず現場分別の5番のところから幾つか意見を申し上げたいと思うんですが、先ほど事業者の方からの率直なご意見がありましたので、もう私からあまり言うことはあれなんですけれども、例えば消費者として自分の家を建てるというときに、ほんとうに発注者側になるということもあるんですが、そういうときの今までの経験を考えますと、こういうところの委員にさせていただいているのに、いざ自分の家となると、見積書もできるだけこが削れるかという、ほんとうに血眼になって、この解体のところなどが

できるだけ下がらないかと、ついここまで出かかったりとか、そういう経験をしております。やはり発注者側の意識を高く持つ、そしてきちんとコストを負担する、そういうふうにしていかなければ通らないようなシステムにしていくということが大事だと思っておりますので、例えばこの発注者の一番右側のところに書いてあるような、コストの内訳に対してきちんと明示するような形で契約を結ぶとか、こういうことに対してある程度制度化するとか、そういうようなこともしたほうがよければ、やはりきちんと考えていただいたほうがよろしいのではないかという感じがいたします。そういう中で、やはり発注者側の意識も高め、コストも払い、そして優良事業者の方がきちんと評価されていくという好循環をつくっていくということを、明確に意識的にやっていくということが大事なんじゃないかというふうに思っております。

なお、5ページの真ん中辺の下のほうに、建設副産物情報交換システムということがありますけれども、例えばこういうシステムはでき上がっているんですけども、こういうようなのがもっときちんと活用されるようにするにはどうしたらいいかということ、やはり考えていかなければいけないのではないかなと思います。例えば資料のほうにもいろいろ図解などがありますけれども、ユーザーとしての工事の発注者などで、こういうところに一番最初に関心を持っていただくべき、例えば公共工事などがあるわけですが、例えば行政でこういうところに加入していただいている加入率というのを、先日ある資料を拝見しましたら、都道府県で4分の1ぐらい、市町村になるとほんの数パーセントの加入率というデータを拝見しまして、やはりこういうせっかくの制度をもっと運用するために、制度自体をもっとやりやすくするにはどうしたらいいか、あるいはいろいろな関係主体に加入していただくにはどうしたらいいかということをもう少し真剣に考えたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

次の(6)の再資源化・縮減、適正処理の確実な実施ということなんですけれども、もう既にご意見も出ていますし、私も発言してまいりましたけれども、適正な処理、あるいは再資源化が終わった情報をきちんともとの建設リサイクルの届出のところと再チェックできるようなシステムをつくっていかなければ、やはり不法投棄というのが最終的になくなっていくのではないかというふうに思いますので、そういう情報がきちんと伝わる適正なシステムをどういうふうに整備したらいいのかということが重要なのではないかというふうに感じております。

あともう1点なんです、こういう情報というのは、大変大規模な工事を想定している

かと思うんですけども、地域の中で実際に実施しているさまざまな中小の工事とか、そういうところに出てくるものもきちんと回っていくようなことにしていくというのが大事ですので、そういうところにきちんとケアしていただけるように仕組みがなっていくということを心から期待しております。

次の7番の建設発生木材なんですけれども、最終的に出てきているものを単に燃やすというだけではなく、できるだけきちんと熱回収を効率よくしていくというのが大事なんですけれども、それだけにとられるとやはりリユースをどういうふうに徹底させるかとか、やはり全体像の流れというのが必要ですので、そういう全体像、いわゆるいい木材をリユースする、あるいは再資源化してチップするという全体像がきちんとバランスよくいくような目標設定とか、全体像の情報集約とか、そういうことがきちんといくようにということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

どうもありがとうございます。

【嘉門委員長】 それでは、村上委員が催促されていますので、どうぞ。

【村上委員】 今、見積書等に関して無理だよというようなお話と、やはり発注者側から見れば、ないと検討できませんよというお話が2つ出たところですね。私は解体工事、木造住宅等小規模なものであっても、200万円前後かかるような工事を、見積書もなく受注しようと思っている業としての体質こそ問題があって、それができないのであれば、業を続けてはいけないんだと、はっきり言えばですね。そのぐらいの積算ができてお客様に提示してきちんとご説明ができるというのが、業としての最低資質だろうというふうに思っております。そのぐらいのことはやればできるわけですから、やっていただかないと困るというふうに思います。

6番の再資源化・縮減の部分で、設計者のところに、対策の主体とはなりにくいと書いてありますが、これ1級、2級建築士を指しているのか、何を指して設計士といているのかはともかくとしまして、解体工事に関しましてどれだけの発生量があるのかとか、こういった解体の工事方法をとるべきなのかとか、その積算をどうするのかというのは、そのぐらいのことは当然、設計者ができなければ困るんですね。では、その住宅であれ、ゼネコンであれ、設計者がそういう積算ができるかといったら、現実にはできないというのが実態だと思います。ほとんどできないだろうと思います。今、解体業者というのはいないとおっしゃられましたけれど、解体工事を主におやりになる業界の方がまたその見積もりができないというのであれば、発注者は何を頼りに価格の適正化を図るんだというふう

になろうかと思えます。その辺はもうちょっと業界全体でみんなでただしていかなければならないと思えます。この設計者の部分にも、現在、設計士と呼ばれている者、設計者と呼ばれる者は、新築工事のみならず解体工事に関しても、当然ある程度の積算見積もり、設計等はできるようにならないとまずいというふうに私は思います。

それと、参考資料のほうなんですけど、建設発生木材の再資源化というところがございませぬ。これももうつまらない話なんですけど、パーティクルボードの写真が、これ、パーティクルボードではございませぬ。そういう揚げ足取ってもしようがないんですけど、パーティクルボードではございませぬので、写真を差しかえていただきたいと思えます。外部に出たときに、ちょっとこれ、違うよと言われるんじゃないかなというふうに思えます。そんなところですかね。

あとはこういった利用基準についても暫定版がありますし、受入基準につきましても、こういった受入基準、14ページのところにつきましても、有害物質とかそういったものに関しては当然かと思えますが、紙くず、金属くず程度のものとか、そういったものの受入基準とか、大分中間処理施設で変わってきてございませぬので、もうちょっと見直しをおかけいただいたらいかがなというふうに思えます。

私は以上でございませぬ。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

それでは野城委員、お願いいたします。

【野城委員】 取り急ぎ3点、申し上げます。1点目は、先ほどの出野委員のおっしゃったことに絡みますが、10年弱前に大塚先生とご一緒しながら、建設リサイクル法の前検討の研究会、事業総括調整官室の方々と一緒にやったときに、先ほどお話がございませぬ500万円以下の工事の登録制度というものも、当時は全く建設業法に載らない方々がいるので、暫定的にとにかくすべてフォーマル化しようということで暫定的にしたわけで、あれが完成形だという意識では全くなかったんですね。それが何となく担当の方がかわられるとそれでよしという雰囲気かもし流れたとすれば間違いで、10年前からは応急的にああいった形で、とにかくインフォーマルな形のところはできるだけなくしていこうという応急措置でしたので、ぜひ先ほどのご発言を踏まえて恒久的な制度をお考えいただけたらと思えます。

あと2点目は、既に古市先生や細田先生からのご発言もございませぬけれど、建設の情報管理システムですが、私、電子マニフェストの検討にも加わった経緯から考えると、やは

り電子マニフェストそのものを、今日ここに書いてあるような目的のために使うには、やはり無理があるといいたいまいしょうか、廃棄物一般に使うものでありますので、なかなかやりづらいところがあると思います。そういう意味では、やはり国交省側で今日ここに出ているような皆様のご意見や、ここでの検討の方向性を踏まえて、情報管理をする仕組みをつくり込んだ上で、その情報管理をする仕組みを使えば、電子マニフェストも発効できるようなことを考える必要があると思います。先ほどご説明いただいた参考資料の10ページ目に、廃棄物のトレーサビリティツールの例がありますが、これももう既に5年ほど前の例ですけれど、今ですと既に幾つかのベンチャー企業等が携帯電話そのものを使って、こういった物々しいバーコードリーダを使わなくても、実際の建設廃棄物の情報管理をしつつ、その情報が電子マニフェストの情報としても展開できるというか、発効もできるようなアプリケーションを幾つかの会社がつくっていらっしやいますので、そういったものも確保しながら、現場の方々の業務量は変えなくても建設廃棄物特有の情報管理をしつつ、電子マニフェストの仕組みの業務も兼ねて行っていくことができるかと思えます。

そうしないと、先ほどご指摘があった小口巡回回収だけではなくて、7番の建設発生木材で、先ほどの受入基準等々がございましたけれども、ペンキを塗ったCCA等々の受け入れができないというのが、これはもちろん再資源化の立場からすれば当然なんです、逆にそれを目視なり流通過程にいる方々が簡易な方法でチェックすることもなかなか難しいので、おそらく現実的には抜き取り調査をしつつ、要は過去のレコードを見ると、野城から出たところは非常に信用がおけないとかというような抜き取り調査とトレーサビリティを組み合わせながら、ある程度この受入基準を担保していかないと、ロットロットごとにそんな、とてもじゃないけれど受入基準をチェックする方法は、今の技術ではないんじゃないかなと思います。ですので、幾つかここに上がっている検討の方向性を実行性を持たせる意味でも、情報管理の仕組みは大変大事だということを申し上げます。

最後ですが、発注者の責任ですけれども、これも先ほど申し上げた10年前から既に出ていることなんです、2つ検討の方向性の中に入れていただけたらと思うのは、1つは大規模な解体工事をする事業者については、自主的でもいいので、やはり主要な解体物がどこに行ったかということについての情報を公開していくような事柄というものも、この検討の方向にぜひ入れていただきたいと思えます。

また、小口の住宅ごとの解体については、現実性が低いかと思えますが、今日、参考資料で出していただいている村上委員の見積表も大事でありますけれども、さらにこの見積

表をベースに、一般の方だと、この見積書のさらに向こう側でどういう具体的な廃棄物の搬送と処理がなされるかということが、なかなかわかりづらいところがありますので、やはり国交省などが音頭をとられてこのワーキングの委員の方々のご協力を得ながら、この見積書の向こう側にこういうプロセスがあって、このような費用がかかりますよということ具体的に示すようなサイトがあつたりすると、一般の方も、1式200万円ではびびっちゃうんですけども、具体的にそれぞれのプロセスはこんなプロセスがあるということが、まさに視える化ということでおわかりいただけるかと思しますので、そんなようなこともぜひこの6の中に入れていただけたらと思います。

以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

だんだん時間がなくなってきましたが、平田委員。

【平田委員】 建材メーカーの立場から少しお話をさせていただきます。

(6)の再資源化・縮減、適正処理の確実な実施についての、ほかの委員の方からも話がございましたが、施工者のところの、発注者が適正な分別解体コストを負担するために、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示するというふうにございます。先ほど大塚委員のほうからも話がございましたとおり、広域諸制度の広域再生利用指定は、製造メーカーのみ、また再生利用のみが目的でございましたが、現在の平成16年度からの広域認定制度については、製造メーカーでなくても、例えば施工者側の組合ですとか、商流の商社、販売店が組織化をして適正処理をすることによって優遇制度が得られるというものでございますので、建材メーカーも、確かに大塚委員がおっしゃった、また、今日ご欠席ではございますが、佐藤委員も広域認定制度、なかなかまだ問題点が多いというお話ではあるんですけども、建材メーカーも水面下ではMSDS、製品の情報をきちんと管理して、過去の商材であっても内容物について把握がデータベース的にできれば、それについては一定の汚れの基準なりを設けて現場分別を進めていただければ、メーカーとしてまたは商流として適正処理していこうと、広域認定をもう少し有効利用しようという動きが幾つかの建材メーカーの団体で行われておりますので、それを促進するような形の施策も必要かと思います。

また、資料1の村上委員のお書きになられましたこの見積書の件で、当然、適正処理とリサイクルのコストで、リサイクルのコストのほうが安ければ必ずそちらに流れるだろうと。そんなものあるかということになりますと、最近随分出てきております。プラスチ

ック関連ですとか有価物で取引されているものについては適正処理よりもリサイクルコストのほうが安くなっているんで、どんどんそちらに流れていく。そうすると、先ほど村上委員からのご指摘のあった(6)の設計者が対象の主体とはなり得ないというふうになっておりますけれども、例えばコストが高くても発注者側がCSR的に、またはLCCO₂の観点から、コストが高いものでも環境負荷の低い解体を進めようとか、商材を使っているという流れが少しずつ出てきておりますので、その点ではやはり分別解体コストの明示、見積書をきちんと使っていただくような促進策というか、このツールが問題になるのか、それとも運用するルールが問題になるのか、それとも出野委員のおっしゃったようなモラルの問題なのかというのはございますけれども、見積書をまずきちんと使っていくと、150万を100万に切られたら大変な問題でございますけれども、そういう部分も含めて促進策が盛り込めれば、かなり建材メーカーサイドもいろいろな品質管理をしてMSDSができて、分別解体が進めば、受け皿としてはなり得るというふうを考えております。

以上です。

【嘉門委員長】 それでは、遅くなりませんが、米谷委員、お願いします。

【米谷委員】 この資料に関連して4点申し上げたいんですが、その前に先ほどの野城委員のご発言に関連してちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。先ほどのお話では電子マニフェストでは建設業界向けということではないので無理があるだろうというお話がございましたが、私自身はむしろ別のシステムというような形での情報管理ということを考えていただくことは、ぜひやめていただきたいと思っております。電子マニフェストが、今のところまだ大手ゼネコンを中心にとということでございますけれども、建設業についても徐々に広まりつつある状況でございます。これをその情報管理に利用するという前提として電子マニフェストが法制化されるというようなことで義務づけられるということが前提にはあろうかとは思いますが、そのような形になりますと、一次処理から二次処理までも全体の管理が電子マニフェストでなされるという形になりますので、マクロでの物流管理ができる。そうなりますと、先ほど、不法投棄の話でもございましたように、許可業者に処理を委託したそこから後がグレーな部分というのが大いにあるという、そういったおかしなことというのがマクロデータを見ることによって把握ができるようになってまいります。そういったことを考えますと、やはり、これはもうあくまで廃棄物処理法と連動した形で電子マニフェストのデータを活用するというのが最も現実的。別のシステムということになりますと、あまり実効性を持たないということになってしまうので

はないかなと私は思っております。

こちらの資料に関してですけれども、すみません、時間がない中ですが4点、申し上げたいと思います。まず1点目でございますが、日ごろ地方の支店に行くことが多いんですけども、その中で非常に感じておりますのが、6ページの再資源化業者のところに書いてある中に、再資源化後の製品の需給バランスが時期や地域により必ずしも均衡していないという、この問題というのが非常に大きいということを感じております。昨日も四国の処理業者に行ってまいったんですけども、そこは焼却をしております、排出事業者から求められるからということでチップの施設も一応作ったんですけども、実際そのチップのはけ先がないので焼却してしまっているというような話をされておりました。非常にまじめな処理業者さんなんですけれども、やはりそういう状況というのがまだまだある。そういった状況だというふうに感じております。そういった意味では7番の木材のところでも再資源化されず縮減されているケースがあるという、原因としてその異物が付着しているということが書かれておりますけれども、これは極めてささいな部分、どちらかと言えばささいな部分でございます、むしろ今、申し上げましたような需給バランスの点というのが非常に大きく、地域性というのが出ているのではないかなと思っております。この点というのは、木材だけではなく、ほかの廃棄物に関しても、すべてに関して言えます。やはり地方に行きますと、再資源化施設自体が極めて不足しているゆえに分別しても意味がないという状況がある、そういう状況だということを、この5番の現場分別についての部分でも、背景にはそちらの再資源化施設の有無ということと密接に連動しているということをご理解いただきたいと思っております。

2点目として、現場分別に関してですけれども、現場分別の問題点ということでは、設計者、施工者の部分に関しましては、まず1つ目がその再資源化施設がないということ、それから分別スペースの確保が難しい工事があるということ。そして3点目ですけれども、作業員への教育というのが非常に大きな意味を占めております。特にこの分別という部分だけに着目した場合には、はっきり言いまして発注者の方というのはほとんど関係ない存在、実際に工事を行う側として見れば、もう発注者さんの問題ではなくて作業員をいかに教育するかということが非常に大きいんですけれども、ちょっとこのまとめ方全体が施工者という言葉でくくっていらっしゃるかと思っておりますけれども、実際に分別行為を行う作業員、下請業者の方たちという、その部分の視点というのをもう少し入れていただきたいかなというふうに思います。

それから3点目ですが、これは6番の施工者のところの課題で、発注者が指定処分に関するノウハウを有しない場合、再資源化等を確実に実施したり云々というようなことが書かれているのですが、これに関しましては極めて異議を唱えさせていただきたいと思っております。失礼ですけれども、公共発注者でも、優良な施設かどうかという見分け方ができている発注者というのはほとんどいらっしゃらないというふうに思っております。指定処分、公共工事の場合していただきますけれども、それも先ほど来出ていますこの副産物情報交換システムによって選ばれた現場から最も近い施設をご指示いただくんですね。そうしますと、現によくあることなんですけれども、私どもの会社では管理部門の人間が施設を視察して、ここであれば問題がないかということ判断して、使っているよという、その処理業者を限定しております。だけれども、その中に入っていないような業者さんが指定されるケースというのは非常に多くございます。ですから、そういった意味では、やはり法的責任が排出事業者でございますので、失礼ですけれども排出事業者のほうがより責任感を持って優良な会社を選ぼうという意思は強く働いているのではないかなと。これももちろん排出事業者のレベル等によるかと思えますけれども、そういう状況があるかと思えます。そういった意味ではやはり、優良な排出事業者を育てていくということが何より重要だろうという気がしております。

それから4点目、同じく6番目の資材製造業者ですが、これは平田委員のご発言もそういった趣旨かと思えますけれども、ここでも対策の主体とはなりにくいと書いてありますけれど、全くそんなことはございません。広域認定制度の活用というのは非常に大きな意味を持った再資源化の制度でございます。私自身も持論としては、我々ゼネコンというのはメーカーがつくったものを加工組み立てをするだけの立場でございます。できればそれをばらしてすべてメーカーに戻せば、すべてメーカーがリサイクルをしてくれる、その製品の性状を最もよく知っているのはメーカーでございますので、できればそういうところまで持っていきたいと思っているくらいでございますので、この資材製造業者に関しましても極めて強く広域認定の活用ということによりまして、新築端材だけではなくて解体したものについても責任を持ってリサイクルをするという、そういった位置づけというのを明記していただきたいと思っております。そうすることによりまして、5番の資材製造業者の分別解体に配慮した資材の使用を推奨することはできないかという、これも非常に重要な点だというふうに思っております。こういった意識が、製造メーカーとして製品を開発する時点からいかに再資源化につなげることができるような製品を開発するかという、

そういった自動車メーカーなどでは当たり前の感覚が資材メーカーにも持ってもらえるだろう、そういった意味ではここも資材の使用だけではなくて製造を推奨ということも入れていただきたいなと思っております。

以上でございます。

【嘉門委員長】 ありがとうございます。

ちょっともう時間が過ぎてしまいました。まだまだ発言が足りないとおっしゃる委員もいらっしやると思いますけれども、これで今日の議論は終わりにしたいんですけれども、どうしても言いたいという方がおられましたら1つぐらいは受けますが、よろしゅうございますでしょうか。

一応、今日でこの検討の方向性に関する個別議論はさせていただきました。いろいろご指摘もいただいて、今後の施策にも反映できるような提案もいただいておりますので、これをまた踏まえさせていただいて、次回にも今日の資料4を精査させていただいて、それで今後の検討につなげたいというふうに考えております。

それでは最後に、事務局よりよろしく願いいたします。

【建設副産物企画官】 ありがとうございます。

次回、第5回となります小委員会でございますけれども、事前に皆様から日程を伺っておりまして、全員がそろそろ日というのはなかなか難しいというところもありながら、最大公約数的なところで日程を決めさせていただければと思っております。9月27日木曜日の13時から開催したいというふうに考えております。場所は前回の第3回の小委員会を開催いたしました全国町村会館を予定しております。詳細につきましては後日ご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、さらにその先、第6回の小委員会、10月ごろの開催ということを想定しておりますけれども、そちらにつきましては本日の議事録の確認にあわせまして皆様方の日程を伺って日程調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、こちらにつきましてもどうぞよろしく願いしたいと思います。

【嘉門委員長】 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。進行司会に返させていただきます。よろしく願いします。

【事務局】 それでは、本日の小委員会を終了させていただきます。どうも長い間、ありがとうございました。

了